

## 食品廃棄物等多量発生事業者の定期的報告に関する省令の一部を改正する省令案についての意見募集に対し寄せられた御意見の概要及び御意見に対する考え方

御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
<p>・表14 判断基準となるべき事項の遵守状況について</p> <p>納品期限の緩和については、サプライチェーンの各段階においても事業者により取組に大きな差異が生じているのが実態である。また、この取組を推進するには、サプライチェーンを構成する消費者の理解を一層深めていく取組も必要となる。</p> <p>そのような実態や課題がありながら、努力義務とはいえ事業者に対して遵守状況の報告を課すのは、現時点では時期尚早ではないかと思われる。</p>	1	<p>納品期限の緩和については、個社の取組だけでなく、サプライチェーン全体で取り組む必要があると認識しております。このため、事業者・民間団体や消費者、行政で構成する「食品廃棄物等の発生抑制に向けた取組の情報連絡会」を活用し、サプライチェーン全体で取り組んでいるところです。引き続き、同連絡会やその他あらゆる場を通じて、消費者の理解を深めることを含め、納品期限の緩和を進めてまいります。</p> <p>また、遵守状況の報告については、食品関連事業者のご協力を得て、ご報告いただいた内容をもとに、より効果的に食品廃棄物等の発生の抑制等を進めるために、活用してまいります。</p>
<p>「未利用食品等を提供するための活動のために提供した食品の提供量」というのは、子ども食堂への食材提供などを報告するということか。</p>	1	<p>子ども食堂に限らず、フードバンクや社会福祉法人等への未利用食品の提供を想定しております。</p>
<p>自給率が低いのに廃棄物が増えているということはそれだけ無駄なものを輸入しているということに外ならない。自給率を上げ、必要な食料を増やせば良いだけである。</p>	1	<p>御意見として承ります。</p>